

令和7年8月8日

第26回水俣市農業委員会

第26回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎3階会議室A B C
- 2 開催日時 令和7年8月8日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 10時23分
- 3 出席委員

農業委員	14名	1番 坂本 隆司 君	8番 西本 和代 君
		2番 竹下 正治 君	9番 戸次 治夫 君
		3番 中村 清治 君	10番 稲田 祐市 君
		4番 金田一充章 君	11番 廣島 康雄 君
		5番 洲上 正嗣 君	12番 前田 仁 君
		6番 寒川 勝 君	13番 山下 隆敏 君
		7番 山内 英明 君	14番 鬼塚 浩三 君
推進委員	14名	15番 宮森 功房 君	22番 池田 郁雄 君
		16番 蒔元 政廣 君	23番 松本 公昭 君
		17番 竹本 義幸 君	24番 森下 義孝 君
		18番 嶋田 一成 君	25番 坂口 新一 君
		19番 岡本 成道 君	26番 山口 初憲 君
		20番 中村 幸充 君	27番 古里 君廣 君
		21番 鐘ヶ江鼓子 君	28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員

農業委員	0名
推進委員	0名
- 5 議事日程

第1	議事録署名委員の選出
第2	議題82号 非農地証明書交付について
	議題83号 農地法第3条の許可申請について
	議題84号 農地法第4条の許可申請について
	議題85号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局

局 長	山村 良一
主 幹	遠山 悦史
主 任	山本 千夏
主 任	竹下 侑志

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第２６回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、１３番、山下委員、１４番、鬼塚委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１４名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、１１番、廣島委員にお願いします。
１１番委員 (廣島康雄君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）許可不要転用（一時利用）の復元について、でございます。 議案書は、１ページになります。 １件でございます。 転用目的は、記載のとおりでした。 工期期間は、令和７年９月３０日まででございましたが、右側から２列目の日付で、工事（復元）完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、農地への復元が完了していましたので、御報告申し上げます。 次に、報告事項（２）許可不要転用について、でございます。 議案書は、２ページになります。 １件でございます。 届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。 １筆です。 面積及び転用面積は、記載のとおりです。 理由は、記載のとおり、農業用車両の駐車場及び農地への乗り入れ口を設置するため、でございます。 場所については、３ページをご覧ください。 ４ページには、計画図を添付しています。 道に沿って駐車場、右側が乗り入れ口となっております。

	次に、報告事項（３）農地形状変更の期間延長について、でございます。 議案書は、５ページになります。 １件でございます。 届出人は、記載のとおりでございます。 土地の所在、地目は、記載のとおりです。 １筆です。 面積は、記載のとおり。 延長理由は、記載のとおり、水捌けの改善のため盛土工事をして いるが、土砂と表土の確保に時間を要するため、令和１１年５月３ １日まで期間を延長することとでございます。 次に、報告事項（４）農用地利用集積等促進計画の認可について、 でございます。 議案書は、６ページから９ページになります。 ４件でございます。 １番から３番は、令和７年６月１０日の第２４回農業委員会会議 で、４番は令和７年７月１０日の、第２５回農業委員会会議で、熊 本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画の申出につ いて、御審議、御承認いただいた農地になります。 議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人へ の貸借について、１番から３番は、令和７年７月３日付けで、４番 は、令和７年７月２４日付けで、熊本県知事が認可いたしました。 場所は、７ページから９ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第８２号、非農地証明書交付について、を議題といたします。 私が担当ですので、私から説明します。
１番委員 (坂本隆司君)	議案書の１１ページをご覧ください。 議第８２号、非農地証明書交付について、１番についてご説明い たします。 申請人は、記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳は、畑。現況は、山林です。 面積は、１，２０６㎡。 申請地は、１２ページをご覧ください。 現地調査を５日に、事務局２名、委員２名と代理人の５名で行い ました。 その前に、６月３０日に相談がありまして、現地調査もしており ます。 状況としましては、平成１７年に相続され、それから現在まで非 農地です。 １３ページをご覧ください。

	木も高くなり、生い茂っていて、道もなく重機も入れなくなっています。 階段になっていて、元々みかん山だったのかなと見ています。 荒れてしまっていて、畑に戻すのは困難な所です。 依って、農地法第2条の規定により、農地には該当しないと思われますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第82号、非農地証明書交付について、は証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第82号、非農地証明書交付について、は農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定します。 次に移ります。 議題83号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
7 番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員をお願いします。
7 番委員	農地法第3条の許可申請、1番について説明いたします。 議案書は、15ページになります。 譲渡人、譲受人、申請地の所在は、議案書に記載のとおりです。 面積は、345㎡です。 譲受人の状況は、譲受人と夫と2人で、農業をされています。 耕作面積は、約600㎡で、玉葱を耕作され、出荷もされています。 農業の従事日数は、御夫婦共に、年間150日位です。 譲受人は、譲渡人の姪になりますので、従いまして、贈与になっています。

	申請地は、議案書 16 ページをご覧ください。 7 月 5 日に、事務局と行政書士、推進委員と私で、現地調査を行いました。 農地の利用状況等を確認して参りました。 所有権移転は、周辺の農地の農業上の効率、且つ、総合的な利用の各号に支障はございません。 従いまして、農地法 3 条 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、ご審議の程お願いいたします。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9 番、戸次委員にお願いします。
9 番委員	議題 83 号、農地法第 3 条許可申請について、2 番を説明いたします。 15 ページをご覧ください。 譲渡人、譲受人、申請地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に田ですが、現況は原野化しています。 面積は、2,942 m²。 場所は、17 ページをご覧ください。 譲受人の状況は、御夫婦と息子さんの 3 人でやっておられます。 御夫婦の年間従事日数は、共に 250 日。 息子さんが 50 日と聞いています。 この土地は、茅等が茂っており、原野化して、なかなか普通の機械では復旧できないのですが、譲受人は重機等も持っておられます。 復旧をしていこうということです。 現地調査は、8 月 5 日に、坂口推進委員、譲受人、事務局 2 名、行政書士の 6 人で行いました。 譲受人に、この土地の使用目的を聞きましたら、梅を植えようということです。 猪や鹿等の被害が多く、防護が出来ないので作っていなかったそうです。10 年ほど前から作っておりません。 この場所は、猪や鹿等の被害が多い為、息子さんからやめたほうがいいと言われ、作っていなかったそうです。 梅を植えれば、猪や鹿の被害には合わないのではないか、ということで植えてみるということで、またこれが良い朗報になればいいかなと思い、賛成しています。 譲受人は、田畑を 13,000 m²ほどもっていますが、田は、殆ど耕作しており、畑は、野菜と一部自主管理になっていますが、管理されている状況です。 農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしていますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。

	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 8 3 号、農地法第 3 条の許可申請について、は許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 8 3 号、農地法第 3 条の許可申請について、は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 8 4 号、農地法第 4 条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
2 番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2 番、竹下委員をお願いします。
2 番委員	議第 8 4 号、農地法第 4 条の許可申請について、ご説明いたします。 申請人は、記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は畑、現況は、雑種地になっています。 面積は、5 4 5 m ² 。 転用目的は、記載のとおりです。 申請地は、2 0 ページをご覧ください。 転用目的の賃貸借が終了していたが、借人による原状回復がされていないことを把握していなかった所でした。 現在、駐車場や資材置場として、借地利用希望があるので、貸駐車場と貸資材置場として、やっていきたいとのことです。 8 月 5 日に、事務局と推進委員と私で、現地調査を行いました。 申請地の周辺は、国道と市道に挟まれている場所で、隣は宅地と事業所の駐車場になっています。 申請地の周辺は、雨水の排水は、市道の側溝に自然排水になります。 現地調査の結果、農地法第 4 条の転用に係る許可基準により、駐車場等として問題ないと判断して参りました。 ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
2 番委員	始末書を出されています。
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 8 4 号、農地法第 4 条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 8 4 号、農地法第 4 条の許可申請について、は許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第 8 5 号、農用地利用集積等促進計画 (案) について、を議題といたします。 まず、新規設定の 1 番から 3 番を審議します。 関係委員の説明をお願いします。
4 番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、4 番、金田一委員をお願いします。
4 番委員	議第 8 5 号、農用地利用集積等促進計画 (案) の 1 番について、ご説明いたします。 議案書 2 3 ページをご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人として、貸人、転借人、土地の所在は、1 番に記載のとおりです。 借地 2 筆の地目は、台帳、現況共に畑、2 筆合計の面積は、5, 0 2 7 m ² 。 始期終期は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日迄の 5 年間です。 利用目的は、甘夏。 利用権の種類は、賃借権。借賃は全体で 5 0, 0 0 0 円となっています。 転借人は、4 年前に就農し、農作業従事日数は、年間 2 5 0 日。 専業で、みかんの有機栽培を行っています。 収穫された甘夏は、有機農産物市場へ販売される予定となっています。 貸人は、亡くなったご主人から相続を受けましたが、農業はして

	いません。 場所は、２８ページをご覧ください。 農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件は、満たしていると考えます。 議審議の程、よろしくお願いいたします。
１１番委員 (廣島康雄君)	はい、議長
議 長	はい、１１番、廣島委員にお願いします。
１１番委員	農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書２３ページの２番を説明いたします。 借人、貸人は、記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に畑です。 始期終期は、令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日迄の５年間です。 利用目的は、玉葱栽培です。 借賃は、無償。利用権の種類は、使用貸借権です。 申請地は、２９ページをご覧ください。 ８月６日に、竹本推進員と現地調査を行ってまいりました。 現地は、現在、ソルゴーが植えてありました。 転借人は、借地３１，４５２㎡を一人で耕作されていまして、農作業日数も、２００日を超えておられます。 貸人は、農地を引き継いたんですが、農業経験がなく、転借人に草払いをしてくだされば、喜んでお貸ししますということでした。 以上ですが、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件は、満たしていると思われるので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
２番委員 (竹下正治君)	はい、議長
議 長	はい、２番、竹下委員にお願いします。
２番委員	議第８５号、農用地利用集積等促進計画（案）の３番について、説明いたします。 貸人は、記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に畑です。 面積は、２，７２７㎡。 始期終期は、令和７年１０月１日から令和１２年９月３０日迄の５年間です。 利用目的は、果樹。

	借賃は、議案書記載のとおりです。賃借権です。 転借人は、記載のとおりです。 転借人は、認定新規就農者で、果樹栽培をされています。 規模拡大の為、借りる事にされたそうです。 主に、不知火、甘夏を栽培されています。 申請地は、30ページをご覧ください。 宮森推進委員と現地確認に行きましたが、迷いながら、やっとたどり着きました。 貸人に、農用地利用集積等促進計画（案）について確認しましたところ、お父さんが経営されていましたが、高齢で面積を減らしたいと話をされているところに、転借人の方が借りてもいいということだったそうで、農業公社を通じて転借人になりました。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	次に、一時利用地の設定1番から6番を審議します。 関係委員の説明をお願いします。
8番委員 (西本和代君)	はい、議長
議 長	はい、8番、西本委員をお願いします。
8番委員	議第85号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の1番2番についてご説明いたします。 本件は、圃場整備の一時利用となります。 令和4年2月10日に開催された総会で、農地中間管理機構への貸借について、承認された農地です。 農地の整理がついた為、本地番が登録されるまでの間、仮地番として担い手に貸借するものとなります。 1番2番について、説明いたします。 借人、転借人、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に畑です。 面積は、2,268㎡。 もう一筆が2番、議案書記載のとおり。 地目は、台帳、現況共に畑です。 面積は、2,313㎡。 2筆で、4,581㎡です。 始期終期は、令和7年10月1日から令和14年2月29日迄の6年5ヶ月です。 利用目的は、お茶。 賃借金は、無償。利用権は、使用貸借権です。 転貸人、転借人は、記載のとおりです。 転借人の方は、264日ほどの農業従事者で、御夫婦と外国人労

	働者などの雇用にも努めており、3人から5人の方が常に働いています。 場所は、31ページをご覧ください。 急傾斜地で、整備はされていますが、区画は、この図を見ると4つに分かれています。大きな段畑で、上の段下の段という形で2枚の畑になっていて、その上の段2枚の御説明になります。 ポールが立っている程度の境しかなくて、大きな畑のような感じです。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしくお願いいたします。
13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長
議 長	はい、13番、山下委員にお願いします。
13番委員	議第85号、農用地利用集積等促進計画（案）について、の3番4番について説明いたします。 24ページをご覧ください。 本件は、圃場整備の一時利用となります。 ここは、令和4年2月10日に開催された総会で、農地中間管理機構への貸借について、承認された農地です。 農地の整理がついた為、本地番が登録されるまでの間、仮地番として担い手に貸借するものとなります。 貸人、転貸人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在、3番は、議案書記載のとおり。 地目は、台帳、現況共に畑で、3、150㎡です。 次に4番は、台帳が原野、現況は畑で、1、115㎡です。 始期終期は、令和7年10月1日から令和14年2月29日迄の6年5ヶ月です。 利用目的は、お茶です。 借賃は、無償。使用貸借権となります。 転借人は、63歳で、240日以上、農業に従事され、妻と2人でされています。 申出地は、議案書31ページの4筆が2つに分かれていまして、その下の段になります。 8月1日に、森下推進委員と、現地を確認してまいりました。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしくお願いいたします。
12番委員 (前田 仁君)	はい、議長

議 長	はい、１２番、前田委員にお願いします。
１２番委員	引き続きまして、議第８５号、農用地利用集積等促進計画（案）一時利用地の５番と６番について、ご説明いたします。 本件は、先程も出ておりましたが、圃場整備の工事を終えた農地で、一時利用地となります。 ここは、令和４年２月１０日に開催された総会で、農地中間管理機構への貸借について、承認された農地です。 農地の整理がついた為、本地番が登記されるまでの間、仮地番として担い手に貸借するものとなります。 ５番、６番について説明いたします。 ５番、６番とも、貸人は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在、５番は、議案書のとおりです。 地目は、台帳、現況共に畑です。 面積は、２１８㎡。 ６番につきましても、土地の所在は、議案書に記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に田です。 面積は、一筆１，５６８㎡。 始期終期は、５番と６番は同じで、令和７年１０月１日から令和１４年２月２９日迄の６年５ヶ月です。 ５番の利用目的は、野菜。 借賃は、無償。使用貸借権です。 ６番の利用目的は、水稻。 借賃は、無償。使用貸借権です。 転借人につきましては、５番、６番とも記載のとおりで、経営面積も記載のとおりです。 場所は、３２ページをご覧ください。 圃場整備工事も終わり、作付けも去年からされていて、作られています。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、公社から農業者への所有権移転１番を審議します。担当は私ですので、私から説明します。
１番委員	議案書の２６ページをご覧ください。 議第８５号、農用地利用集積等促進計画（案）の１番について、説明いたします。 農地中間管理機構の特例事業になります。 本件は、令和７年３月の総会におきまして、前所有者から農業公社へ所有権移転したものです。 今回、農業公社から新たな耕作者への売渡しの手続きになります。 所有権を移転する者、所有権を受ける者は、議案書に記載のとおりです。

	土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況共に畑です。 面積は、1, 955㎡です。 利用目的は、果樹園です。 購入予定者は、記載のとおりです。 予定としましては、引き渡し時期は、9月16日。 支払い期限が、令和8年1月9日となっています。 経営面積は、自作地29, 588㎡となっており、世帯員は3名で、主に夫婦でやっておられます。 ハウスのしらぬいを60a、露地のしらぬいを160a、作付けされています。 申請地は、33ページをご覧ください。 居住は、市外ですが、殆ど水俣、ここだけで2haくらいですね。水俣で栽培されています。 7月2日に、受け手、農業公社の担当者を交えて、確認及び仮契約が行われましたが、農地中間管理機構の特例事業の条件は、満たしているとのことでした。 この要件としましては、参考までに1番から5番までありますが、要件を満たしていることですので、依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、所有者から公社への所有権移転1番を審議します。 関係委員の説明をお願いします。
14番委員 (鬼塚浩三君)	はい、議長。
議 長	はい、14番、鬼塚委員をお願いします。
14番委員	議第85号 農用地利用集積等促進計画（案）の1番について説明いたします。 所有権移転です。 議案書は、27ページをご覧ください。 農地中間管理機構の特例事業になりまして、今回は農地所有者から、農業公社への買入の手続きになります。 所有権移転をする者、所有権移転を受ける者は、議案書に記載のとおりです。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。2筆になります。 地目は、台帳、現況共に畑です。 面積は、2筆合計5, 618㎡です。 利用目的は、樹園地、果樹です。 10aあたりの単価は、記載のとおりです。 買入予定者は、記載のとおりです。 買入予定者は、新規就農で、以前、所有者の農地を購入して、果

	樹栽培を始めています。 申出地も果樹栽培をされるそうです。 申出地は、３４ページをご覧ください。 農地所有者に、農用地利用集積等促進計画（案）について、確認しましたところ、高齢で農作業が出来ないので、ＪＡあしきたに相談したところ、買入予定者が譲り受けたいとの申出がありましたので、売買することになりました。 ７月２日に、出し手、受け手、農業公社の担当者を交えて、確認及び、仮契約が行われましたが、農地中間管理機構の特例事業の要件は、満たしているとのことでした。 依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の各要件は、満たしていると考えますので、議審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	各委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
７番委員 (山内英明君)	議長。
議 長	はい。
７番委員	始期終期が中途半端なんです、公社が意図的にしているんですか？ ６年５ヶ月とか。
議 長	はい、事務局。
事務局	事務局から説明させていただきます。 最初の地権者から公社への貸し出しが、令和４年の２月の総会だと、各委員からお話がありましたが、その地権者から公社が借りているのが、令和４年３月１日から１０年間ということで、１４年２月２９日までということになっていますので、この期間の利用ということになっています。 そういうことで、６年５ヶ月、残りの期間ですね、となっています。
７番委員	公社が１０年間借りている。 工事がこれだけ時間がかかって、仮地番が出来て、それを差し引いて６年５ヶ月ですね。 わかりました。

議 長	他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 8 5 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 8 5 号、農用地利用集積等促進計画（案）について、は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 2 6 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員